

# 自治会回覧

会員各位

平成30年7月  
生活環境部

## ごみステーションの管理について

日ごろから、皆さまには”ごみステーション”(GS)をきれいに利用していただき、ありがとうございます。

GSは原則利用している皆さまが、みんなで管理することになっていますが、防護網やネットの破損、あるいは掲示物の不良等が認められた場合は、以下のように対応をお願いいたします。

### ◆ごみステーションに不良があった時◆

まずは、班長さんを通じて各地区長さんに連絡して下さい。

- 《地区長》
- ・1丁目:金子 千之
  - ・2丁目:星野 勝弘
  - ・3丁目:高村 修次
  - ・4丁目:舘野 村敬

(参考) 桜台自治会共用施設管理規程

第四章 第24条 (ごみステーションの管理)

4 地区長はごみステーションの不良があった時は必要な処置をとること。

自治会で実施できる範囲の内容であれば自治会で対応しますが、対応出来ない場合は、そのGSを利用している皆さま(班)にご協力をお願いすることになります。

### ◆ごみステーションはみんなで管理しましょう◆

ごみの散乱や動物からの被害を防ぎましょう。

- ・防護網やネットを正しく使用して動物の侵入を防ぎ、ごみ袋の口は、きちんと結んでごみを出しましょう!
- ・ごみ袋は、できるだけネットから遠ざけて(中の方に)置きましょう!

※地域の皆さんが利用する「ごみステーション」です:

※これからもルールとモラルを守って、  
きれいに利用しましょう!



※ご不明な点は自治会事務局(☎66-1341)にお問い合わせください。